



## 最低賃金の改定

平成28年10月からの最低賃金が改定され上がりました。

東京都については昨年度より25円アップの932円(27年度は907円)、神奈川県は930円となっております。その他の地域は以下の通りです。

	平成28年	平成27年	上昇額	発効年月日
東京都	932	907	25	平成28年10月1日
神奈川県	930	905	25	平成28年10月1日
埼玉県	845	820	25	平成28年10月1日
千葉県	842	817	25	平成28年10月1日
栃木県	775	751	24	平成28年10月1日
茨城県	771	747	24	平成28年10月1日
群馬県	759	737	22	平成28年10月6日

全国平均は823円(27年度は798円)でした。また都道府県別でみた場合でも全都道府県のすべてが初めて700円を上回るようになりました。



## 社会保険加入者要件の変更

川経通信4月号でもお知らせしましたが、平成28年10月から改正により下記の条件のすべてに当てはまる方が新たに社会保険の加入の対象者となります。

- ①週20時間以上勤務している人
- ②月額賃金は8万8千円以上(年収106万円以上)である人
- ③勤務期間が見込みで1年以上となる人
- ④従業員数501人以上の企業

学生については上記の条件に当てはまらなかったとしても除かれます。(但し、正社員の4分の3以上(週30時間以上)勤務する人、休学している人、卒業前に企業に就職する予定でアルバイトをしている人などは社会保険に加入します。)

この改正により新たに社会保険に加入すると見込まれる人数は25万人と言われております。

また、今までは厚生年金の等級は98,000円からでしたが、上記の改正とあわせて厚生年金の月額報酬88,000円の等級が1等級(健康保険では5等級と同額)となりました。



#### 兄弟の扶養認定における同居要件の撤廃

社会保険の被保険者が、被保険者の兄弟を被扶養者とする場合の扶養認定においては、生計維持の他に被保険者と同居していることが条件となっておりましたが、平成28年10月1日はこの同居要件が撤廃され、兄弟姉妹の区別なく、「生計維持関係」があれば被扶養者となれることとなりました。



#### 厚生年金料率の変更

平成28年9月分の厚生年金保険料率が変更されます。10月末納付分の社会保険

の預かり金の計算の際にはご注意ください。給料計算の際は税率表を確認の上徴収をお願いします。

平成28年9月からの厚生年金保険料率は18.182/1000です。

平成20年より毎年3.54/1000ずつ変更されることが確定していきまして上昇してきました。なお、平成29年以降は、一律183/1000となっております。

#### 厚生年金保険料の推移

徴収開始 年月日	保険料率(一般)
平成20年9月分～	15.350%
平成21年9月分～	15.704%
平成22年9月分～	16.058%
平成23年9月分～	16.412%
平成24年9月分～	16.766%
平成25年9月分～	17.120%
平成26年9月分～	17.740%
平成27年9月分～	17.828%
平成28年9月分～	18.182%
平成29年9月分～	18.300%

先月の敬老の日のデータでは65歳以上の高齢者人口は3461万人(平成28年9月15日現在推計)で、総人口に占める割合は27.3%となったそうです。前年(3388万人、26.7%)と比較すると、73万人と大きく増加しており、人口、割合共に過去最高となったそうです。

社会保障の維持存続には上記のような改正も必要とはわかりませんが、現役世代への生活負担も、その方々の将来の老後の不安も解消できる設計制度を期待したいです。

(担当 山本 修)